七十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{0.203}) \ / \ A$

［略］

2　二割軽減被保険者数は、厚生労働省「令和7年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下「高齢者医療実態調査」という。）によつて調査した「第5表　都道府県別、保険料賦課状況」における副題「均等割2割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割5割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び七割軽減被保険者数は、副題「均等割7割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。

［1・2　略］

3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0496} \times B + \underline{0.0116} \times C + \underline{9.7690} \times D) \ / \ A$

［略］

4　基幹的農業従事者数は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における基幹的農業従事者数の数とする。

5　耕地面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における耕地面積とする。

6　市町村数は、令和七年二月一日現在における市町村数とする。

7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0527} \times \alpha + \underline{0.0336} \times \beta + \underline{0.0048} \times \gamma) \ / \ A$

［略］

8　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における田及び

十㈣　農業行政費　　農家数

七十五歳以上人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(B \times \underline{0.192}) \ / \ A$

［同左］

2　二割軽減被保険者数は、厚生労働省「令和6年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（以下「高齢者医療実態調査」という。）によつて調査した「第5表　都道府県別、保険料賦課状況」における副題「均等割2割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割5割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び七割軽減被保険者数は、副題「均等割7割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。

［1・2　同上］

3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0388} \times B + \underline{0.0107} \times C + \underline{10.0826} \times D) \ / \ A$

［同左］

4　基幹的農業従事者数は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における基幹的農業従事者数の数とする。

5　耕地面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における耕地面積とする。

6　市町村数は、令和二年二月一日現在における市町村数とする。

7　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$(\underline{0.0521} \times \alpha + \underline{0.0332} \times \beta + \underline{0.0047} \times \gamma) \ / \ A$

［同左］

8　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における田及び

十一　農業行政費　　農家数